

# 教育訓練給付制度を利用して 運転免許が取得できます！

## 一般教育訓練給付制度とは

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(最大20%・限度10万円)をハローワークから支給する雇用保険の給付制度です。



### ● 黒部校で受講できるコース

| コース                  | 所持免許        |
|----------------------|-------------|
| 準中型(5t限定解除)          | 準中型(5t限定)   |
| 中型                   | 準中型(5t限定)   |
|                      | 普通 ※AT限定を除く |
| 中型＋大型                | 準中型(5t限定)   |
| 中型審査(8t限定解除)         | 中型(8t限定)    |
| 中型審査(8t限定解除)＋大型      | 中型(8t限定)    |
| 中型審査(8t限定解除)＋大特      | 中型(8t限定)    |
| 大型                   | 中型          |
| けん引                  | 普通          |
| けん引＋大型               | 中型          |
| 大型特殊                 | 普通          |
| 大型特殊＋中型              | 準中型(5t限定)   |
| 大型特殊＋けん引             | 普通          |
| 大型特殊＋フォークリフト(2日間コース) | 普通          |

※ 教育訓練の受講修了後に、ハローワークへ支給申請が必要です。

※ 給付を受けるには、いくつかの条件があります。

詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。